

契 約 条 項

公益財団法人世田谷区保健センターは表記金額で物品の購入、各種の修繕、工事、委託等を行うため、理事長を甲とし、供給者又は請負業者を乙として、契約する条項は次のとおりである。

- 第1条 本契約による履行の方法は、見本、仕様書、図面及び内訳書等によるものとし、見本その他により品質を指示されないときは、中等以上のものでなければならない。
- 第2条 この契約について、仕様書、図面又は契約条項に明示されていない事項であっても契約履行上当然必要なものについては、甲の指示により乙の負担で行わなければならない。
- 第3条 乙は、表記の期限又は期間内に義務を履行することができなくなったときは、そのつど遅滞なくその事由及び遅延日数等を詳記して、甲に届け出なければならない。この場合において、甲は、届出理由が適当と認めたときは、期限又は期間の延長を承認することができる。
- 第4条 乙は、契約の履行が完了したときは、甲にその旨申し出をし、甲の指定する日時、及び場所で検査に立会わなければならない。もし立会わないときは、検査の結果について異議を申立てることができない。
- 第5条 検査に必要な費用及び検査のため変質変形又は消耗損傷したものと並びに検査前に生じた損害はすべて乙の負担とする。
- 第6条 乙は、物品及び目的物の品質不良、変質、数量の不足、工事箇所の破損、その他隠れた欠陥については、別に定める場合を除き、所有権移転の日又は引渡し完了の日から1年間その補修、引換え若しくは補充又は損害賠償の責任を負わなければならない。
- 第7条 契約代金は、検査完了後乙の適法な請求書を受けとった日から物品等にあつては30日、工事にあつては40日以内に支払うものとする。
- 第8条 乙は期間内に履行を完了しないときは、契約金額に年5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。ただし、検査に要した日数はこれを算入しない。
なお、履行しなかった理由が真にやむを得ないものと甲が認めたときはこの限りではない。
- 第9条 甲は、必要と認めたときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部の解除、内容の変更又は履行の中止をすることができる。
2. 乙は、次の各号の一に該当する場合には、甲と協議のうえ、この契約を解除することができる。
(1) 本条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。
(2) 本条の規定により、甲が契約の履行を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- 第10条 乙が次の各号の一に該当する場合において、甲は契約を解除することができるものとする。
(1) 乙が履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
(4) 乙が禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたとき、又は乙について破産の申立てがあつたとき。
(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
イ. 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ. 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号に同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ. 役員等が自己、自社若しくは第三者に不利な利益を図る目的又は第三者に損額を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど認められるとき。
ニ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難すべき関係を有していると認められるとき。
ヘ. 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約により、その相手がイからホまでいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。
ト. 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としている場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。
(6) 前条第2項に定める場合のほか、乙から契約解除の願い出があつたとき。
(7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
(1) 前項の規定によりこの契約を解除されたとき。ただし、前項第6号又は第7号の規定に該当する場合はこれを徴収しないことがある。
(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
3. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
(1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 第11条 甲が第7条に定める期間内に支払を履行しない場合、乙は支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として、請求することができる。
- 第12条 乙は、この契約に関する権利義務を第三者に譲り渡し又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- 第13条 この契約条項に定められていない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。